

# 仕 様 書

名 称 札幌市動物管理センター福移支所特殊機械装置修繕  
(二次・三次室煉瓦積替)

## 1 業務の概要

札幌市動物管理センター福移支所（以下「福移支所」という。）において実施した「札幌市動物管理センター福移支所特殊機械装置定期点検業務」にて必要性を指摘された火葬炉装置焼却炉本体の二次・三次室側内壁レンガの積替を行う。

## 2 担当課

保健福祉局保健所動物管理センター  
〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1番31号  
TEL 736-6134 FAX 736-6137

## 3 履行場所

動物管理センター福移支所  
〒002-8055 札幌市北区篠路町福移156番地  
TEL 791-1811 FAX 791-7969

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 5 火葬炉の概要

設置年月	平成13年11月
火葬能力	200kg/回
炉内面積	1.8㎡
排気筒	径700mm
本体寸法	1700mm×4920mm×2200mm

## 6 修繕箇所

別紙図面赤枠のとおり

## 7 作業日程等

- (1) 作業日は、福移支所の開庁日（平日）に実施するものとし、事前に委託者と協議して日程を決めること。
- (2) 作業時間は、業務時間内（8:45～17:15）に実施すること。やむを得ない理由により業務時間外に実施する場合は、事前に委託者と協議すること。

## 8 提出書類

### (1) 業務着手時

- ・ 業務着手届
- ・ 業務責任者指定通知書
- ・ 受託者と業務責任者の雇用関係を証明する書類
- ・ 業務日程表

### (2) 現場作業時

- ・ 作業日報

### (3) 業務完了時

- ・ 修繕報告書
- ・ 業務記録写真（作業前・作業中・作業後）
- ・ 業務完了届

## 9 関連法令の順守

業務は、労働安全衛生法及び関連法令に基づき実施すること。また、仕様書に示されていない事項であっても、関係法令に定められている場合はこれを守らなければならない。

## 10 その他

- (1) 業務を実施するに当たっては、建築物の損傷、汚染防止に努め、万が一損傷または汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。
- (2) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 業務期間中の危険防止対策を徹底し、労務災害の発生がないよう万全を期すとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- (4) 当該修繕作業終了時には、試運転を行い、正常に動作することを確認すること。
- (5) この仕様書に定められていない事項については、委託者と協議の上、その指示に従うこと。